

トリクロロエチレンに係る水質基準の見直し等について

1. 水質基準等の逐次改正について

水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

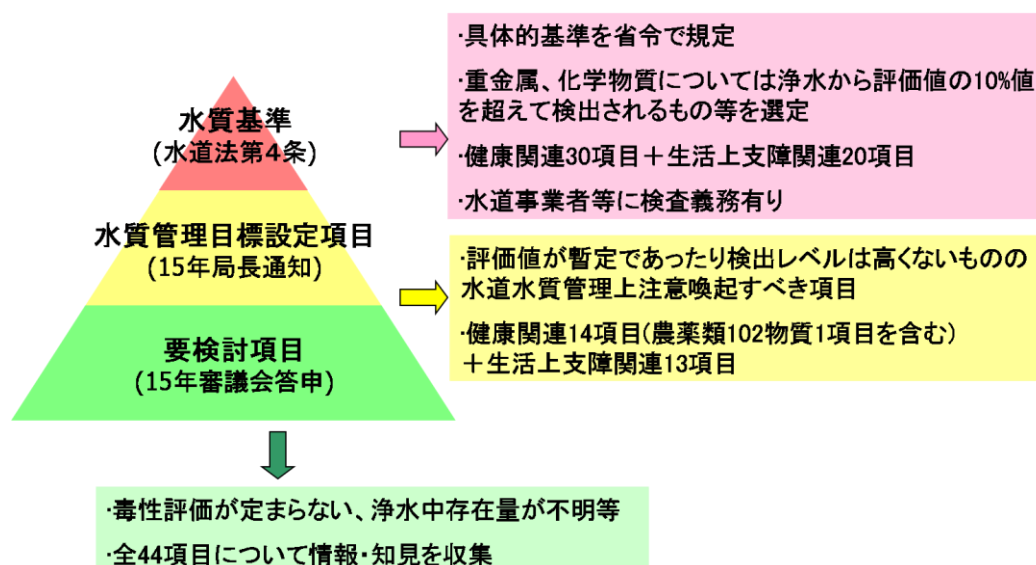
同検討会において、平成 22 年 2 月 2 日に開催した第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会以降、食品安全委員会の健康影響評価の知見等に基づき検討が進められ、新たな見直しの方向性が整理された。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申(厚科審第 5 号)

I. 基本的考え方-3.逐次改正方式 より

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関(WHO)においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は"Rolling Revision"(逐次改正方式)によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。



2. 第8回厚生科学審議会生活環境水道部会で示された方向性

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づき定められる水質基準については、昭和33年に制定して以来、所要の改正を行ってきた。

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会で、水質基準等の改正に関連して以下の方向性が示された。

(1) 水質基準の見直しの必要性

項目	方針
トリクロロエチレン 現行基準：0.03mg/L	● 食品安全委員会の食品健康影響評価結果として、耐容一日摂取量が1.46 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ とされたことを踏まえ、トリクロロエチレンの曝露状況を考慮して水道水の寄与率を70%とし、評価値を 0.01 mg/L に見直し。

※ 汚染地下水を原水としている地域等では、特異的に水道水中に含まれる場合があることや、水道水からの蒸発に関して追加曝露を考慮すべきとしたWHO飲料水水質ガイドラインの指摘を踏まえ、我が国における各媒体の曝露濃度データを活用して原水汚染がある場合の水道水由来（経口飲用分と吸入・経皮曝露分合計）の曝露状況を考慮して水道水の寄与率を70%としている。

(2) 水質管理目標設定項目の見直しの必要性

項目	方針
トルエン 現行目標：0.2mg/L	● 食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、評価値を 0.4mg/L に見直ししたうえで、引き続き水質管理上注意喚起していく。
農薬類	● 食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、目標値を <u>見直し</u> 。 ペンシクロン：0.04mg/L →0.1mg/L メタラキシル：0.05mg/L →0.06mg/L ブタミホス：0.01mg/L →0.02mg/L プレチラクロール：0.04mg/L →0.05mg/L

3. 水質基準の見直しに係る検討状況

トリクロロエチレンについて、平成22年6月11日に厚生労働大臣より食品安全委員長に水道法の水質基準に関する食品健康影響評価について意見を求めた結果、平成22年9月2日に食品安全委員会より、耐容一日摂取量を

現行の 1.46 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日に維持することで通知された。

原水から現行評価値の 10%を超える値 (0.003mg/L) が検出された水道事業体を対象に基準の達成可能性に関する確認調査を行ったところ、全ての水道事業体において、他水源からのバックアップやエアレーション設備の設置により、新基準 (0.01mg/L) の遵守が可能であることを、平成 22 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会 (平成 22 年 7 月) において確認している。

4. 薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準に係る検討状況

水質基準改正等の方向性を受けたトリクロロエチレンに係る水質基準の見直しに伴い、水道用資機材及び給水装置からの対象物質の溶出に関する基準について、平成 22 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会 (平成 22 年 7 月) において検討がなされた。

トリクロロエチレンに係る「水道施設の技術的基準を定める省令」において定める薬品基準及び資機材材質基準並びに「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」において定める給水装置浸出性能基準について、①トリクロロエチレンは、水道用薬品、塗料及び資機材・給水装置等の製造に使用されていないこと、②主な給水装置・水道用資機材における既往製品の浸出性能試験データからトリクロロエチレンは検出されていないことを確認したうえで、検討会において、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置の浸出性能基準を強化する改正案が了承された。

5. パブリックコメントの実施

以上の検討を踏まえ、水質基準等の改正案について、平成 22 年 9 月 6 日～10 月 5 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

パブリックコメントには、トリクロロエチレンの基準値案の算定条件及び省令改正の公布から施行までの期間、メタラキシルの評価値等に関する意見が寄せられた。この結果について、平成 22 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会 (平成 22 年 12 月) で審議いただいたところ、水質基準やその他の基準及び水質管理目標設定項目に関して、原案のとおりとすることが了承された。

なお、水道用資機材の材質基準及び給水装置の浸出性能基準に関する基準改正については、「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」に基づき WTO へ通報を行ったが、現時点で意見は提出されていない。(コメント受付締切日は平成 22 年 12 月 23 日)

水質基準逐次改正検討会の審議結果を踏まえた水質基準等の改正案は次表のとおり。提出された意見及び回答案については、資料3-2に示す。

表 水質基準等の改正案

		基準値(mg/L)	
水質基準	現行	0.03	
	改正案	0.01	
薬品基準	現行	0.003	
	改正案	0.001	
資機材の材質基準	現行	0.003	
	改正案	0.001	
給水装置の 浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	現行	0.003
		改正案	0.001
	末端以外の給水用具又は 給水管	現行	0.03
		改正案	0.01
施行時期	平成23年4月施行		